

母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法

(平成一五年七月二四日法律第一二六号)(参)

一、提案理由(平成一五年六月二七日・参議院本会議)

金田勝年君

……………(略)……………

次に、母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明を申し上げます。

現在、我が国の経済情勢は非常に厳しく、母子家庭の母は就業面で一層不利な状況に置かれており、その生活は極めて厳しいものとなっております。

母子家庭の母については、総合的な自立支援策を実施するために、平成十四年十一月に母子及び寡婦福祉法などの関連法律が抜本的に改正されましたが、あわせて児童扶養手当法も改正され、支給開始から一定期間を経過した場合等における手当の一部減額措置が導入されたところであり、その就業を促進することが従前に増して強く求められております。

本法律案は、こうした状況に対処するため、母子家庭の母の就業支援について特別の立法措置を講じることにより、母子家庭の福祉を図るものであります。

以下 この法律案の主な内容につきまして御説明を申し上げます。

第一に、母子及び寡婦福祉法に基づく基本方針及び自立促進計画について、就業支援に特別の配慮がなされたものとしなければならないこととしております。また、厚生労働大臣及び関係行政機関の長は、施策の充実が図られるよう、相互に連携を図りながら協力をしなければならないこととしております。

第二に、政府は、就業支援施策及びその実施状況を国会に報告しなければならないこととしております。

第三に、政府は、母子福祉資金貸付金の貸付けについて、就業が促進されるように特別の配慮をしなければならないこととしております。

第四に、国は、民間事業者に対し、母子家庭の母の就業の促進を図るために必要な協力を求めるよう努めることとしております。

第五に、国は、母子福祉団体等の受注の機会の増大が図られるよう配慮することとしております。この場合、国の物品及び役務の調達については、予算の適正な使用に留意することとしております。

第六に、地方公共団体は、民間事業者に対する協力の要請及び母子福祉団体等の受注機会の増大への配慮について、国の施策に準じて、就業の促進を図るために必要な施策を講じるよう努めることとしております。

最後に、この法律の施行期日は公布の日から起算して一月を超えない範囲で政令で定める日とし、また、本法律は平成二十年三月三十一日限りで失効する時限立法となっております。

以上がこの法律案の提案の理由及び内容の概要であります。

なお、本法律案は厚生労働委員会において全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決定したものであり、何とぞ速やかに御可決あらんことをお願い申し上げる次第であります。

以上であります。

二、衆議院厚生労働委員長報告（平成一五年七月一七日）

中山成彬君 ただいま議題となりました母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、近年、母子家庭の母の就業が一層困難となっていることにかんがみ、児童扶養手当支給制限措置が実施される平成二十年三月末までの間において、母子家庭の母に対する就業支援に関する特別の措置を講じようとするもので、その主な内容は、次のとおりであります。

第一に、国及び地方公共団体は、母子及び寡婦福祉法に基づく基本方針及び自立促進計画について、母子家庭の母の就業支援に特別の配慮がなされたものとしなければならないこと、

第二に、政府は、就業支援施策及びその実施状況を国会に報告しなければならないこと、

第三に、国及び地方公共団体は、母子福祉団体等の受注の機会の増大が図られるよう、配慮すること等であります。

本案は、参議院提出に係るもので、去る七月一日本委員会に付託され、昨日参議院厚生労働委員長から提案理由の説明を聴取し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

（注） 参議院においては、委員会の審査は省略された。